

審決取消判決の拘束力

裁判例 知財高判平成30年4月27日(平成29年(行ケ)第10202号)
(裁判所ホームページ知的財産裁判例)

弁護士法人関西法律特許事務所
知的財産事例研究会
弁護士 田上 洋平

第1 事案

1 事案の概要

X(原告)が請求人として、特許権者であるY(被告、当初はA及びBとの共有であった、後にYが持分の全てを譲り受けた)に対し、発明の名称を「平底幅広浚渫用グラブバケット」とする特許第3884028号の無効審判(無効2010-800231号)を請求した審決に対する取消訴訟である。本件判決については上訴がなされず確定している。

なお、審判請求日が平成22年12月14日であるため、適用法令は平成23年法律第63号の改正前特許法である(同改正法の施行日は平成24年4月1日であり、施行日前に請求された審判は、その審決が確定するまでは従前の例による(同改正法附則2条18項))。

また、下記時系列のとおり、本件訴訟は4回目の審決に対する審決取消訴訟であり、判決としても3回目である(平成23年改正前特許法181条2項の規定により、1回は審決取消決定がなされているため)。

さらに、時系列に別件無効審判請求(無効2017-800134号)を記載したのは本事件全体の参考のために過ぎず、本稿では内容等については触れない。

2 時系列

平成16年5月24日	本件特許出願(特願2004-1532462号)
平成18年11月24日	本件特許登録(特許第3884028号)
平成22年12月14日	本件無効審判請求(無効2010-800231号)
平成23年3月14日	第1次訂正請求
平成23年11月4日	第1次審決(訂正認容、請求不成立)
平成23年12月13日	X審決取消訴訟提起
平成25年1月10日	第1次審決取消判決